

## **[事案 28-53] 入院給付金支払請求**

・平成 28 年 11 月 4 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定める入院に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 20 年 11 月に契約した入院保険について、腰部脊柱管狭窄症により、平成 27 年 10 月から 11 月まで入院したが、約款に定める入院に該当しないとして入院給付金が支払われなかった。

しかし、主治医が入院の必要性ありと判断しての入院であり、外泊、外出など一切しておらず、常に医師の管理下にて治療に専念しており、約款上の「入院」に該当するので、入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

主治医への照会に対する回答を踏まえると、入院は、約款に定める「入院」（「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます」）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況や治療内容等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、約款における入院給付金の支払事由への該当は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。